

第 1 回 定 例 会

平 成 30 年 度 予 算 案 関 係 資 料 (補 正)

茨 城 県

目 次

平成31年第1回県議会定例会提出議案等一覧	(1)
平成30年度補正予算案の概要	
1 今回補正額	(2)
2 今回補正の主なもの	(2)
3 繰越明許費	(3)
4 一般会計補正予算款別内訳(歳入)	(4)
5 一般会計補正予算款別内訳(歳出)	(5)
6 特別会計補正予算	(6)
7 企業会計補正予算	(6)
債務負担行為一覧	(8)
条例その他の議案の概要	(9)
報告事項	(13)

予 算 20件 (一般会計 1件 特別会計 13件 企業会計 6件)

条例その他 15件 (条 例 1件 その他 14件)

報 告 1件 (専決処分 1件)

(注) この資料は、精査の結果、異動が生じることがある。

平成31年第1回県議会定例会提出議案等一覧

(予 算)

- 1 平成30年度茨城県一般会計補正予算(第3号)
- 2 平成30年度茨城県競輪事業特別会計補正予算(第1号)
- 3 平成30年度茨城県公債管理特別会計補正予算(第1号)
- 4 平成30年度茨城県市町村振興資金特別会計補正予算(第1号)
- 5 平成30年度茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計補正予算(第1号)
- 6 平成30年度茨城県立医療大学付属病院特別会計補正予算(第1号)
- 7 平成30年度茨城県国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 8 平成30年度茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)
- 9 平成30年度茨城県中小企業事業資金特別会計補正予算(第1号)
- 10 平成30年度茨城県農業改良資金特別会計補正予算(第1号)
- 11 平成30年度茨城県林業・木材産業改善資金特別会計補正予算(第1号)
- 12 平成30年度茨城県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)
- 13 平成30年度茨城県港湾事業特別会計補正予算(第3号)
- 14 平成30年度茨城県都市計画事業土地地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)
- 15 平成30年度茨城県病院事業会計補正予算(第2号)
- 16 平成30年度茨城県水道事業会計補正予算(第1号)
- 17 平成30年度茨城県工業用水道事業会計補正予算(第1号)
- 18 平成30年度茨城県地域振興事業会計補正予算(第1号)
- 19 平成30年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計補正予算(第2号)
- 20 平成30年度茨城県流域下水道事業会計補正予算(第2号)

(条例その他)

- 1 鹿島セントラルモールの設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 2 龍ヶ崎市と利根町との境界変更について
- 3 県有財産の売却処分について(鹿島セントラルモール施設)
- 4 県有財産の売却処分について(宮の郷工業団地事業用地)
- 5 県有財産の売却処分について(南中郷公共用地)
- 6 県有財産の売却処分について(萱丸地区戸建住宅用地)
- 7 県有財産の売却処分について(阿見吉原地区業務用地)
- 8 県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について(被災者生活再建支援システム共同整備事業)
- 9 県が行う建設事業等に対する市の負担額について
- 10 県等が行う土地改良事業に対する市町村の負担額について
- 11 県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について(河川, 港湾及び下水道事業)
- 12 霞ヶ浦常南, 霞ヶ浦湖北, 霞ヶ浦水郷, 那珂久慈, 利根左岸さしま, 鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用に係る関係市町村の負担額について
- 13 権利の放棄について(中小企業設備近代化資金貸付金)
- 14 権利の放棄について(県南西広域工業用水道事業の契約解除に係る清算金)
- 15 権利の放棄について(県立こころの医療センターの診療料)

(報 告)

- 1 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について

平成30年度補正予算案の概要

1 今回補正額 (単位：百万円)

区 分	現 計	補 正 額	補 正 後 計
一 般 会 計	1,124,970	19,521	1,105,449
特 別 会 計	617,678	13,297	604,381
企 業 会 計	108,371	3,863	104,508
計	1,851,019	36,681	1,814,338

2 今回補正の主なもの

(歳 入) (百万円)

- ・ 県税（個人県民税の減等） 2,302
- ・ 地方消費税清算金（清算金収入の増） 3,449
- ・ 地方譲与税（地方法人特別譲与税の増等） 1,406
- ・ 繰入金（事業費の確定等に伴う減） 8,710
- ・ 繰越金（決算の確定に伴う増） 3,927
- ・ 諸収入（中小企業融資資金貸付金等の減） 15,426

(歳 出)

国補正関連

公共事業の追加

- ・ 国補公共事業 【全会計 19,469】 19,369
（道路の法面・冠水対策、河川の治水対策、土地改良事業等）

地方創生拠点整備交付金活用事業

- 新 フラワーパーク振興対策事業 182
（フラワーパーク魅力向上計画に基づく観光拠点としてのリニューアル工事等）

- 新 つくば創業プラザ分室整備事業 62
（ベンチャー企業の創業促進と利便性向上を図るためのインキュベーション施設の整備）

T P P対策

- ・ 土地改良事業（T P P対策分、国補公共）（再掲） 2,936
（生産コスト削減のための農地の大区画化、畑地の高機能化の推進）
- ・ 担い手確保・経営強化支援事業 377
（農地中間管理機構を活用している地域における農業用機械・施設導入への支援）

- 新 農畜産物輸出拡大施設整備支援事業 102
（欧米輸出に対応したHACCP等の高度な衛生管理基準を満たした牛肉処理加工施設の整備への支援）

原子力災害対策

- 原子力災害対策事業 368
(UPZ10km圏内の社会福祉施設が実施する放射線防護対策への支援)

今後の事業実施のための準備

- 企業立地促進基金積立金(企業誘致活動強化事業分) 1,900
(新たな成長分野の研究所や本社機能等の誘致のための基金の積増し)
- 国民体育大会・障害者スポーツ大会開催基金積立金 830
(国民体育大会・障害者スポーツ大会を開催するための基金の積増し)
- 地域医療介護総合確保基金積立金 1,061
(H30年度以降の事業に対する国内示額確定に伴う基金の積増し)

このほか、今後の県債の償還に備えて、県債管理基金に52億円積増し

その他

- 国補公共事業(当初分) 全会計 6,305
(国内示額確定等に伴う減) 一般会計 5,724
- 中小企業融資資金貸付金(企業向け融資の実績による減) 9,950
- 企業誘致活動強化事業(企業向け補助金の実績による減) 5,588
- 工場立地促進融資資金貸付金(企業向け融資の実績による減) 2,347
- 社会保障関係費(国民健康保険事業等の実績による減) 2,080
- 農地集積総合支援事業(農地集積面積の実績による減) 1,385
- 退職手当(退職者数の実績による減) 1,121

3 繰越明許費

(単位:百万円)

区分	H29	H30	H30	H31	増減額	増減率
一般会計		73,471	80,245		6,774	9.2%
特別会計		10,684	15,495		4,811	45.0%

4 一般会計補正予算款別内訳（歳入）

（単位：百万円）

款名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A+B)
県税	384,409	2,302	382,107
地方消費税清算金	101,284	3,449	104,733
地方譲与税	49,068	1,406	50,474
地方特例交付金	1,402	3	1,405
地方交付税	184,955	1,508	186,463
交通安全対策特別交付金	824	63	761
分担金及び負担金	8,611	494	9,105
使用料及び手数料	17,453	169	17,284
国庫支出金	130,561	1,359	131,920
財産収入	2,081	669	2,750
寄附金	186	180	366
繰入金	18,575	8,710	9,865
繰越金	2,627	3,927	6,554
諸収入	92,036	15,426	76,610
県債	130,898	5,846	125,052
計	1,124,970	19,521	1,105,449

5 一般会計補正予算款別内訳（歳出）

（単位：百万円）

款名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A+B)
議会費	1,694	8	1,702
総務費	38,907	570	38,337
企画開発費	22,655	2,129	20,526
生活環境費	8,256	629	7,627
保健福祉費	200,348	6,719	193,629
労働費	2,870	18	2,852
農林水産業費	43,439	1,217	42,222
商工費	73,671	17,008	56,663
土木費	119,145	9,121	128,266
警察費	62,133	641	61,492
教育費	276,786	2,828	273,958
災害復旧費	1,024	662	362
公債費	146,165	3,521	149,686
諸支出金	127,577	250	127,827
予備費	300	-	300
計	1,124,970	19,521	1,105,449

6 特別会計補正予算

(単位：百万円)

会 計 名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A + B)
競 輪 事 業	17,280	2,053	15,227
公 債 管 理	251,986	5,029	257,015
市 町 村 振 興 資 金	1,088	720	1,808
鹿島臨海工業地帯造成事業	4,592	258	4,334
県立医療大学附属病院	2,920	144	2,776
国 民 健 康 保 険	274,302	6,223	268,079
母子・父子・寡婦福祉資金	212	2	214
中 小 企 業 事 業 資 金	3,335	2,228	1,107
農 業 改 良 資 金	76	270	346
林業・木材産業改善資金	182	54	236
沿 岸 漁 業 改 善 資 金	72	210	282
港 湾 事 業	34,080	882	33,198
都市計画事業土地区画整理事業	27,553	7,794	19,759
計	617,678	13,297	604,381

7 企業会計補正予算

(単位：百万円)

会 計 名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A + B)
病 院 事 業	27,857	884	26,973
水 道 事 業	31,159	2,218	28,941
工 業 用 水 道 事 業	19,689	543	19,146
地 域 振 興 事 業	495	56	439
鹿島臨海都市計画下水道事業	5,828	164	5,664
流 域 下 水 道 事 業	23,343	2	23,345
計	108,371	3,863	104,508

【公共事業費】

・国補公共

(単位：百万円)

区 分	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A + B)
土 木	84,833	11,271	96,104
産 業	1,646	502	1,144
農 地	11,674	2,330	14,004
農 林	3,584	65	3,649
計	101,737	13,164	114,901

(注) 特別会計，企業会計を含む。

・県単公共

(単位：百万円)

区 分	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A + B)
土 木	23,487	1,304	22,183
産 業	300	-	300
農 地	850	130	720
農 林	755	4	751
計	25,392	1,438	23,954

(注) 特別会計，企業会計を含む。

債務負担行為一覧

[一般会計]
(変更)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
国 営 霞 ヶ 浦 用 水 (二 期) 土 地 改 良 事 業 負 担 金	変 更 前 土地改良法に基づき、国営霞ヶ浦用水(二期)土 地改良事業に係る費用の一部を負担する。	自 平成30年度 至 平成33年度	537,009千円
	変 更 後 同 上	自 平成31年度 至 平成33年度	313,850千円
国 営 那 珂 川 沿 岸 土 地 改 良 事 業 負 担 金	変 更 前 土地改良法に基づき、国営那珂川沿岸土地改良事 業に係る費用の一部を負担する。	自 平成30年度 至 平成41年度	2,849,804千円
	変 更 後 同 上	自 平成31年度 至 平成42年度	2,613,533千円
茨 城 県 道 路 公 社 事 業 資 金 借 入 金 債 務 保 証	変 更 前 国及び金融機関の茨城県道路公社に対する事業運 営資金及び建設事業資金の融資について、県がその 債務を保証する旨の契約を当該機関と締結する。	昭和46年度以降	1,100,000千円
	変 更 後 同 上	同 上	900,000千円
街 路 改 良 工 事 費 用 負 担 契 約	変 更 前 都市計画道路水戸駅平須線、水戸市常磐町地内の 梅戸橋工事に係る費用負担について、東日本旅客鉄 道株式会社水戸支社長と契約を締結する。	自 平成26年度 至 平成31年度	2,370,000千円
	変 更 後 同 上	自 平成26年度 至 平成32年度	同 上
茨 城 県 立 歴 史 館 の 管 理 運 営 に 係 る 協 定	変 更 前 茨城県立歴史館の管理運営に係る協定を公益財団 法人茨城県教育財団と締結する。	自 平成28年度 至 平成32年度	1,681,990千円
	変 更 後 同 上	同 上	1,740,108千円

条例その他の議案の概要

議 案	内 容
<p>(地域振興課)</p> <p>鹿島セントラルモールの設置及び管理に関する条例を廃止する条例</p> <p>鹿島セントラルモールの廃止に伴い、本条例を廃止しようとするものである。</p>	<p>廃止理由</p> <p>鹿島セントラルビルのホテルなどの他の施設と一体的な運用を図ることで、より柔軟な事業展開を可能にするため廃止</p> <p>(参考) 施設の設置目的：鹿島地域において、県民に交流の場を提供し、産業及び文化の発展に資すること。</p> <p style="text-align: right;">(施行日 平成31年4月1日)</p>
<p>(市町村課)</p> <p>龍ヶ崎市と利根町との境界変更について</p> <p>土地改良事業施行の結果、龍ヶ崎市と利根町との境界を変更しようとするものである。</p>	<p>議案の内容</p> <p>土地改良事業(経営体育成基盤整備事業利根北部地区)の施行の結果、境界を一部変更するもの</p> <p>(1)境界変更の内容</p> <p>龍ヶ崎市から利根町に編入する面積 30,451.00㎡ 利根町から龍ヶ崎市に編入する面積 30,451.30㎡</p> <p>(2)境界変更の期日 平成31年7月1日(予定)</p>
<p>(地域振興課)</p> <p>県有財産の売却処分について</p> <p>鹿島セントラルモールの廃止に伴い、同施設を売却しようとするものである。</p>	<p>売却する財産の内容</p> <p>(1)不動産の表示(専有部分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神栖市大野原四丁目182番地30(鹿島セントラルビル新館内) ・鉄骨鉄筋コンクリート地下1階付1階建 ・延床面積 1,976.27㎡ <p>(2)売却予定価格 157,952,000円</p> <p>(3)売却処分先 神栖市大野原四丁目7番1号 鹿島都市開発株式会社 代表取締役社長 塙 秀雄</p>
<p>(産業基盤課)</p> <p>県有財産の売却処分について</p> <p>事業用地として、常陸太田市宮の郷町473番36の土地を売却しようとするものである。</p>	<p>売却する財産の内容</p> <p>(1)不動産の表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常陸太田市宮の郷町473番36 ・土地 91,350.56㎡ <p>(2)売却予定価格 665,032,076円</p> <p>(3)売却処分先 水戸市桜川一丁目8番29号 カーレボ株式会社 代表取締役 赤須 洋一郎</p>

議 案	内 容						
<p>(産業基盤課) 県有財産の売却処分について</p> <p>公共用地として、北茨城市中郷町小野矢指字二本杉937番ほか54筆の土地を売却しようとするものである。</p>	<p>売却する財産の内容</p> <p>(1)不動産の表示 ・北茨城市中郷町小野矢指字二本杉937番ほか54筆 ・土地 328,428.00㎡</p> <p>(2)売却予定価格 81,957,150円</p> <p>(3)売却処分先 北茨城市磯原町磯原1630番地 北茨城市長 豊田 稔</p>						
<p>(土地販売推進課) 県有財産の売却処分について</p> <p>個人向け戸建住宅の建設用地として、つくば市みどりの二丁目2番1ほか1筆の土地を売却しようとするものである。</p>	<p>売却する財産の内容</p> <p>(1)不動産の表示 ・つくば市みどりの二丁目2番1ほか1筆 ・土地 38,330.37㎡</p> <p>(2)売却予定価格 1,305,011,111円</p> <p>(3)売却処分先 水戸市白梅一丁目7番11号 萱丸地区住宅事業者向け土地分譲事業共同企業連合体 代表 茨城セキスイハイム株式会社 代表取締役 寺内 勝</p>						
<p>(土地販売推進課) 県有財産の売却処分について</p> <p>業務施設用地として、稲敷郡阿見町大字吉原字正上内2769番4ほか89筆の土地を売却しようとするものである。</p>	<p>売却する財産の内容</p> <p>(1)不動産の表示 ・稲敷郡阿見町大字吉原字正上内2769番4ほか89筆 ・土地 85,354.61㎡</p> <p>(2)売却予定価格 1,219,400,000円</p> <p>(3)売却処分先 東京都千代田区丸の内二丁目2番2号 株式会社トーモク 代表取締役社長 中橋 光男</p>						
<p>(防災・危機管理課) 県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について</p> <p>平成30年度において県が行う被災者生活再建支援システム共同整備事業に対する市町村の負担額について、地方財政法の規定に基づき、その額を定めようとするものである。</p>	<p>議案の内容</p> <p>・地方財政法第27条の規定に基づく市町村の負担額 (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="659 1827 1420 1980"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>負担額</th> <th>市 町 村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災者生活再建支援システム共同整備事業</td> <td>115,798</td> <td>水戸市外42市町村</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	負担額	市 町 村	被災者生活再建支援システム共同整備事業	115,798	水戸市外42市町村
事業名	負担額	市 町 村					
被災者生活再建支援システム共同整備事業	115,798	水戸市外42市町村					

議 案	内 容																																				
<p>(水産振興課) 県が行う建設事業等に対する市の負担額について</p> <p>平成30年度において県が行う漁港事業に対する市の負担額を変更しようとするものである。</p>	<p>変更の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方財政法第27条の規定に基づく市の負担額の変更 (単位：千円) <table border="1" data-bbox="638 432 1417 510"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漁 港 事 業</td> <td>118,403</td> <td>161,017</td> <td>日立市外3市</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	変更前	変更後	備 考	漁 港 事 業	118,403	161,017	日立市外3市																												
事業名	変更前	変更後	備 考																																		
漁 港 事 業	118,403	161,017	日立市外3市																																		
<p>(農地整備課) 県等が行う土地改良事業に対する市町村の負担額について</p> <p>平成30年度において県が行う土地改良事業に対する市町村の負担額を変更しようとするものである。</p>	<p>変更の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方財政法第27条及び土地改良法第91条の規定に基づく市町村の負担額の変更 (単位：千円) <table border="1" data-bbox="638 846 1417 925"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 営</td> <td>682,561</td> <td>1,170,237</td> <td>水戸市外37市町村</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	変更前	変更後	備 考	県 営	682,561	1,170,237	水戸市外37市町村																												
事業名	変更前	変更後	備 考																																		
県 営	682,561	1,170,237	水戸市外37市町村																																		
<p>(監理課) 県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について</p> <p>平成30年度において県が行う河川、港湾及び下水道事業に対する市町村の負担額を変更しようとするものである。</p>	<p>変更の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方財政法第27条及び下水道法第31条の2の規定に基づく市町村の負担額の変更 (単位：千円) <table border="1" data-bbox="638 1187 1417 1377"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河 川 事 業</td> <td>21,260</td> <td>43,910</td> <td>日立市外5市町</td> </tr> <tr> <td>港 湾 事 業</td> <td>421,335</td> <td>445,665</td> <td>日立市外2市村</td> </tr> <tr> <td>下 水 道 事 業</td> <td>598,003</td> <td>567,831</td> <td>水戸市外29市町村</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,040,598</td> <td>1,057,406</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	変更前	変更後	備 考	河 川 事 業	21,260	43,910	日立市外5市町	港 湾 事 業	421,335	445,665	日立市外2市村	下 水 道 事 業	598,003	567,831	水戸市外29市町村	計	1,040,598	1,057,406																	
事業名	変更前	変更後	備 考																																		
河 川 事 業	21,260	43,910	日立市外5市町																																		
港 湾 事 業	421,335	445,665	日立市外2市村																																		
下 水 道 事 業	598,003	567,831	水戸市外29市町村																																		
計	1,040,598	1,057,406																																			
<p>(下水道課) 霞ヶ浦常南，霞ヶ浦湖北，霞ヶ浦水郷，那珂久慈，利根左岸さしま，鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用に係る関係市町村の負担額について</p> <p>平成30年度において県が行う霞ヶ浦常南，霞ヶ浦湖北，霞ヶ浦水郷，那珂久慈，利根左岸さしま，鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する市町村の負担額を変更しようとするものである。</p>	<p>変更の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道法第31条の2の規定に基づく市町村の負担額の変更 (単位：千円) <table border="1" data-bbox="638 1563 1417 1944"> <thead> <tr> <th>流域下水道名</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>霞ヶ浦常南</td> <td>1,988,025</td> <td>1,963,390</td> <td>龍ヶ崎市外5市町</td> </tr> <tr> <td>霞ヶ浦湖北</td> <td>1,734,036</td> <td>1,722,003</td> <td>土浦市外4市町</td> </tr> <tr> <td>霞ヶ浦水郷</td> <td>311,125</td> <td>302,702</td> <td>潮来市外1市</td> </tr> <tr> <td>那 珂 久 慈</td> <td>1,742,772</td> <td>1,755,142</td> <td>水戸市外8市町村， ひたちなか・東海広域事務組合</td> </tr> <tr> <td>利根左岸さしま</td> <td>371,357</td> <td>357,598</td> <td>古河市外2市町</td> </tr> <tr> <td>鬼 怒 小 貝</td> <td>357,728</td> <td>364,883</td> <td>下妻市外3市町</td> </tr> <tr> <td>小 貝 川 東 部</td> <td>315,603</td> <td>321,828</td> <td>下妻市外3市</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6,820,646</td> <td>6,787,546</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	流域下水道名	変更前	変更後	備 考	霞ヶ浦常南	1,988,025	1,963,390	龍ヶ崎市外5市町	霞ヶ浦湖北	1,734,036	1,722,003	土浦市外4市町	霞ヶ浦水郷	311,125	302,702	潮来市外1市	那 珂 久 慈	1,742,772	1,755,142	水戸市外8市町村， ひたちなか・東海広域事務組合	利根左岸さしま	371,357	357,598	古河市外2市町	鬼 怒 小 貝	357,728	364,883	下妻市外3市町	小 貝 川 東 部	315,603	321,828	下妻市外3市	計	6,820,646	6,787,546	
流域下水道名	変更前	変更後	備 考																																		
霞ヶ浦常南	1,988,025	1,963,390	龍ヶ崎市外5市町																																		
霞ヶ浦湖北	1,734,036	1,722,003	土浦市外4市町																																		
霞ヶ浦水郷	311,125	302,702	潮来市外1市																																		
那 珂 久 慈	1,742,772	1,755,142	水戸市外8市町村， ひたちなか・東海広域事務組合																																		
利根左岸さしま	371,357	357,598	古河市外2市町																																		
鬼 怒 小 貝	357,728	364,883	下妻市外3市町																																		
小 貝 川 東 部	315,603	321,828	下妻市外3市																																		
計	6,820,646	6,787,546																																			

議 案	内 容
<p>(産業政策課) 権利の放棄について</p> <p>時効の到来した中小企業設備近代化資金貸付金のうち、回収不能の債権について、権利の放棄をしようとするものである。</p>	<p>議案の概要</p> <p>(1)放棄する権利 中小企業設備近代化資金貸付金 (2)放棄する金額 8,208,000円及び遅延損害金 (3)債 務 者 東京都大田区南六郷3丁目7番12号 電通ドラム企業株式会社 (4)放 棄 の 理 由 会社が倒産しており、実体及び資産がない状況である。 また、連帯保証人が死亡し、その相続人からも回収が不能であるため</p>
<p>(業務課) 権利の放棄について</p> <p>県南西広域工業用水道事業の契約解除に係る清算金のうち、回収不能の債権について、権利の放棄をしようとするものである。</p>	<p>議案の概要</p> <p>(1)放棄する権利 県南西広域工業用水道事業の契約解除に係る清算金 (2)放棄する金額 6,065,625円及び延滞金 (3)債 務 者 東京都中央区京橋一丁目14番5号 関東企画株式会社 (4)放 棄 の 理 由 会社が倒産しており、実体及び資産がない状況であることにより、回収が不能であるため</p>
<p>(経営管理課) 権利の放棄について</p> <p>時効の到来した県立こころの医療センターの診療料のうち、回収不能の債権について、権利の放棄をしようとするものである。</p>	<p>議案の概要</p> <p>(1)放棄する権利 県立こころの医療センターの診療料 (2)放棄する金額 609,420円 (3)債 務 者 石岡市半ノ木11461番地(慈翠館) 荻谷 秀夫 (4)放 棄 の 理 由 債権の徴収について時効が到来し、債務者が死亡し、相続人がないことにより、回収が不能であるため</p>

報告事項

1. 地方自治法第179条第1項の規定に基づくもの

事 項（専決処分年月日）	内 容
<p>（警務部監察室） 和解について （平成31年2月5日専決処分）</p> <p>交通事故について、和解しようとするものである。</p>	<p>和解の概要</p> <p>(1)事故発生日時 平成30年5月8日（火）午前10時8分頃 (2)事故発生場所 銚田市上幡木1407番地4地先国道上 （国道51号） (3)事故概要 小型乗用自動車出張途中、国道上で相手車両に追突した事故（鹿嶋警察署所属） (4)損害賠償額 1,174,711円 （うち1,074,711円は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社からの支払）</p>
<p>（警務部監察室） 和解について （平成31年2月5日専決処分）</p> <p>交通事故について、和解しようとするものである。</p>	<p>和解の概要</p> <p>(1)事故発生日時 平成30年8月8日（水）午後7時50分頃 (2)事故発生場所 石岡市東石岡一丁目8番5号地先国道上 （国道6号） (3)事故概要 普通乗用自動車出張途中、国道上で相手車両に追突した事故（石岡警察署所属） (4)損害賠償額 609,503円 （全額、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社からの支払）</p>
<p>（警務部監察室） 和解について （平成31年2月5日専決処分）</p> <p>交通事故について、和解しようとするものである。</p>	<p>和解の概要</p> <p>(1)事故発生日時 平成30年8月22日（水）午後4時19分頃 (2)事故発生場所 鹿嶋市大字平井1350番地17地先市道上 (3)事故概要 普通特種自動車出張途中、市道上で相手車両と衝突した事故（鹿嶋警察署所属） (4)損害賠償額 548,735円 （全額、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社からの支払）</p>
<p>（道路維持課） 損害賠償の額の決定について （平成31年2月12日専決処分）</p> <p>つくば市春日地内で発生した建物破損事故について、損害賠償の額を定めようとするものである。</p>	<p>損害賠償の概要</p> <p>(1)事故発生日時 平成30年10月1日（月）午前2時00分頃 (2)事故発生場所 つくば市春日三丁目12番地2地内 （国道408号） (3)事故概要 国道408号の街路樹が強風により倒れ、建物を破損した事故 (4)損害賠償額 937,980円 （全額、東京海上日動火災保険株式会社からの支払）</p>